

見 解

ジェンダー統計充実に向けた性別情報の意義



令和8年（2026年）6月5日

日 本 学 術 会 議

社会学委員会

ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会

この見解は、日本学術会議社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会

委員長	白波瀬 佐和子	(第一部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
副委員長	大沢 真理	(連携会員)	東京大学名誉教授
幹事	河野 銀子	(連携会員)	九州大学男女共同参画推進室教授
幹事	住居 広士	(連携会員)	県立広島大学大学院特任教授
	相澤 美智子	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
	姉齒 暁	(連携会員)	駒澤大学経済学部教授
	上野 千鶴子	(連携会員)	東京大学名誉教授
	落合 恵美子	(連携会員)	京都大学名誉教授／京都産業大学現代社会学部教授
	海妻 径子	(連携会員)	岩手大学人文社会科学部教授
	木本 喜美子	(連携会員)	法政大学大学院フェアレイバー研究所特任 研究員／一橋大学名誉教授
	近藤 絢子	(連携会員)	東京大学社会科学研究所教授
	三時 眞貴子	(連携会員)	広島大学大学院人間科学研究科准教授
	須田 木綿子	(連携会員)	東洋大学名誉教授
	柘植 あづみ	(連携会員)	明治学院大学社会学部教授
	皆川 満寿美	(連携会員)	中央学院大学現代教養学部准教授
	村尾 祐美子	(連携会員)	東洋大学社会学部社会学科准教授

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	中島 さやか	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職 (令和7年12月まで)
	東松 敬宏	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職 (令和8年1月から)

要 旨

1 作成の背景

「社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会」(以降、本分科会)では、ジェンダー統計を作成する上の基本情報の一つとしての性別記載欄に着目した。ジェンダー統計とは、ジェンダー格差を生む諸問題を明らかにする上で、重要な材料であり議論のための手段である。ジェンダー間の格差の程度やその中身について明らかにするためには、ジェンダーの違いを考慮した統計情報が求められる。そこで、ジェンダーの違いをどう把握するのかが、問題となり、記載欄の選択肢をいかに設定するかが課題となる。また、男性か、女性かの性別ではなく、ジェンダーというからには性別欄ではなくジェンダー別欄、というのが正確である、という主張もある。1975年、メキシコで開催された第一回世界女性会議において、女性の地位向上のためのマクロな実態把握と、改善に向けた政策効果を測る重要性の観点から、ジェンダー統計の重要さが指摘された。ただそこでも、ジェンダーか男女別統計か、の議論が十分展開されたわけではない。性別統計はジェンダー統計に含まれ、ジェンダー平等を目指した実態と課題の把握、諸政策の効果等を明らかにするため、共に極めて重要なエビデンスである。ジェンダーか男女別かの議論において、両者の立場を決して対抗軸として位置付けることなく、ジェンダー平等を達成するためのジェンダー統計を整備、充実させるために、これまで取得してきた統計情報も活用しつつ、性別記載欄は重要な役割を果たす。既存の性別記載欄に課題があることを否定できないが、同欄を削除することに伴う負の効果は深刻である。

これまで多くの社会統計において使用されてきた質問は、調査対象者に対して「あなたは、男性ですか、女性ですか」というものである。しかし、「不平等」という人口全体を対象とするマクロな事象の実態を把握する際に、男女というカテゴリー以外の性自認を持つ者もいるので、この2つの選択肢だけでは不十分であるという問題提起がなされている。さらに、統計情報を提供する者、性別記載欄に回答する当事者への配慮もまた、調査倫理の観点から極めて重要である。例えば、これまで各種調査票において、男性か女性か、いずれかのみを選択肢しか与えられず、また、回答することが当然として位置付けられているが、近年これに対して、疑問が投げかけられている。人々は男女というカテゴリー以外の認識を持つ場合があり、男女以外の性自認を持つ場合や多数派とは異なる性的指向を持つ場合など、少数派を軽視しているとの批判につながる。それが高じて、性別記載欄を削除せよという主張もある。そこでは、人権保護の観点から同記載欄を削除するという動きがあり、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮のどちらが優先されるべきかの二者択一的な議論に陥る危険性が見え隠れする。そこで本分科会は、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮は両立する、という基本的合

意のもと、ジェンダー平等を達成するため性別記載欄の持つ意味は決して小さくないことを、改めて強調する。

2 現状及び問題点

日本におけるジェンダー統計に係る動きに着目すると、1994年、総理府に男女共同参画推進本部が設置され、「男女共同参画2000年プラン」（1996年）が決定された。2003年、男女共同参画推進本部は「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」という目標（2020年30%）を掲げ、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を採用した。2010年第3次男女共同参画基本計画においては、具体的な成果目標が積極的に提示され、2020年第5次男女共同参画基本計画においては、推進体制の強化として「ジェンダー統計」という用語が明確に記述された。

他方で、性別が「男女」の2区分とされていることや、性別情報収集の必要性に対して疑問が呈されるようになった。国内外でのLGBTQ+等の人権を尊重する動きの高まりを受け、第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点と取り組むべき事項等」に、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについて」「多様性を尊重することが重要であることは当然である」と書き込まれ、「IV 推進体制の整備・強化」には、「ジェンダー統計の充実の観点から、整備状況を調査・公表すること」に加えて、「多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」という点も盛り込まれることとなった。

ジェンダー統計整備を充実することの重要性を否定する者は少ない。その一方で、多様性尊重の観点から自治体における行政手続きや公文書における性別記載欄の見直しが進められている。その実態は自治体ごとに異なり、全体的な傾向を具体的なエビデンスをもって明確にすることは容易ではない。性別記載欄の是非は、「業務上必須なもの以外は見直す」方針で判断される。各自治体が、それぞれに性別記載欄の見直しを行っているが、全自治体に共通する大きなガイドラインが存在するわけではない。

3 見解の内容

そこで本分科会は、性別記載欄への取組について、4つの自治体に対してヒアリングを行い、次のような結果を得た。まず、自治体の組織的な設定において、人権保護、あるいは性的マイノリティへの配慮を司る部署と、ジェンダー統計を作成する部署が別個に存在し、具体的な業務レベルで頻繁かつ有機的な連携が行われていない現状がある。統計作成と人権保護の事業がそれぞれの持ち場で展開される中、性別記載欄のあり方について、ジェンダー統計を充実させる観点から検討すること自体がそもそも想定されていなかった。しかしながら、ジェンダー統計は、ジェンダー平等の実現を目指した政策を評価するための手段であり有効なエビデンスである。それと同時に、統計を構成する当事者の存在は決して軽ん

じられるべきではなく、一人ひとりの人権尊重に十分な配慮がなされるべきである。

ジェンダー平等を達成するための重要な手段としてのジェンダー統計の作成にあたり、性別記載欄をもとに構築される基礎データが現状把握や評価のために不可欠であり、性別記載欄の是非はジェンダー統計の基礎をも揺るがすことにもなりうる。ここで強調すべきは、性別記載欄の是非論の背景にあるダイバーシティの承認は、ジェンダー統計の充実と両立しうることであり両立しなければならない、という点である。本分科会の見解として、以下3点を強調する。

- 1) 政策評価のためのエビデンスに向けたジェンダー統計の重要性に伴う性別記載欄の維持
- 2) ジェンダー統計作成に当たっての人権保護の徹底のための、統計作成に係る者への倫理教育の徹底
- 3) 自治体における統計情報管理整備を考慮した人員・予算配分の確保

目 次

1	はじめに—「見解」の背景と目的.....	1
	（1） ジェンダー統計.....	3
	（2） 背景.....	5
2	「自治体の統計／性別表記」に対する全般的・基本的認識.....	8
3	自治体統計における性別表記の現状と課題	
	（1） 自治体におけるジェンダー統計整備の現状.....	10
	（2） 性別記載欄削除の動き：ジェンダー統計への影響.....	12
	（3） 自治体ヒアリングの概要.....	12
4	まとめと見解.....	17
	<参考文献>.....	18
	<参考資料> 審議経過.....	21

1 はじめに—「見解」の背景と目的

近年、様々なところで言及される世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index: GGI) の日本の値は、2025年、148か国中118位と低い[1]。同指数の公表が始まった2006年には、G7(主要国首脳会議)のメンバー諸国においてイタリアやフランスの値は日本と同程度であったが、日本はその後低位のままで、他国との差が大きくなる一方である。では、なぜ日本は依然としてジェンダー格差が大きいのか。その原因はどこにあるのか。この問いに答えるために、正確なエビデンスに基づく議論が不可欠であることはいうまでもない。日本学術会議においても、文理を超えた多様な専門分野においてジェンダーに関する分科会が少なからず設置されており、その重要性への共通認識を疑う余地もない。事実、2022年11月10日、科学者委員会男女共同参画分科会による『見解 性差研究に基づく科学技術・イノベーション推進』[2]においても、「性別データの取得とジェンダー統計の充実」がすでに指摘されている。大枠としての問題意識はすでに報告された見解等と共通する一方で、専門分野によって異なる視点もまた存在し、それが学術集団としての日本学術会議の強みでもある。そこで「社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会」(以降、本分科会)では、ジェンダー統計を作成する際の重要な情報源となる性別記載欄に着目し、国民との距離が近い自治体行政との関係も踏まえた議論を進めていく。

ジェンダー統計とは、ジェンダー格差を生む諸問題を明らかにするための、重要な手段である。ジェンダー間の格差の程度やその中身について明らかにするためには、ジェンダーの違いを考慮した統計情報が必要である。そこで、ジェンダーの違いをどう把握するのかが、問題となり、記載欄の選択肢をいかに設定するかが課題となる。男性か、女性かの選択肢だけでは、ジェンダー差を把握するには不十分である、という主張は正しい (European Institute for Gender Equality 2013[3]; UN Department of Economic and Social Affairs 2016[4]; 内閣府男女共同参画2025[5])。ジェンダー統計は、1975年、メキシコで開催された第一回世界女性会議を契機とし、女性の地位向上のためのマクロな実態把握と、改善に向けた政策効果を測るために重要であることが明記された。ただそこでも、ジェンダーか男女別統計か、の議論が十分展開されたわけではないし、本分科会は両者が対抗する立場にはない、という立場をとる。

本稿において、性別統計はジェンダー統計を内包し、ジェンダー平等を目指す最終的目標も共有する。ジェンダー平等を達成するためのジェンダー統計を整備、充実するためにも、これまで取得してきた統計情報としての性別記載欄について、その意義を述べる。既存の性別記載欄に課題があることを否定できないが、同欄を削除することによる負の効果は決して過小評価できない。

日本の公的調査には、調査統計、業務統計、加工統計があり、ここでは特に、自治体における業務統計作成における性別記載欄に関する議論に着目した。業務統計

とは、登録、届出、業務記録といった、業務上の特定の目的に沿って収集する業務記録をもとに作成する統計である。特定の目的に沿った業務統計を作成するに当たり個人が関わっている。したがって、統計情報を提供する者、性別記載欄に回答する当事者への配慮もまた、調査倫理の観点から極めて重要である（一般社団法人社会調査協会「倫理規程」[6]）。例えば各種調査票で、男性か女性か、いずれかのみを選択肢しか与えられず、また回答することが当然として位置付けられてきた。近年これに対して、疑問が投げかけられている。その具体的な例の一つが、LGBTQ¹で代表される多数派とは異なる性的指向や性自認を有する者への配慮に関するものである。性別記載欄の意義に関する疑問には、性別記載欄を削除せよという主張につながるものがある。そこでは、人権保護の観点から同記載欄を削除するという動きがあり、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮のどちらが優先されるべきかという二者択一論に陥る危険性がある。そこで本分科会は、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮は本来両立すべきであるとの見解を述べる。

ジェンダー格差と男女差は用語としても互換的に活用されてきた経緯がある一方で、男女のみでない複数カテゴリーとしてのジェンダーの位置付けと、自らのジェンダーを述べることへの配慮の欠如は、これまで十分考慮されてきたとは言えない。先のジェンダー・ギャップ指数（GGGI）も、男女間の均等を基準とした場合の現実のずれを表したものである。マクロな指標としてのジェンダー格差がジェンダーマイノリティを十分考慮していないという批判に向き合う必要がある一方で、ジェンダー統計がジェンダーマイノリティの存在に配慮が欠けているとすれば、改めなければならない。性別記載欄を維持する必要性について議論することが、直ちに人権侵害につながるかのような議論があるとすれば、それは改めるべき誤解であろう。

本分科会は、ジェンダー統計がマクロな指標であるがゆえに多様なマイノリティの存在を視覚化することに限界があることを認めつつも、ジェンダー統計の意義を確認し、正確な実態把握のために、多様な立場にいる者との合意形成に至る方向性を示すことを目指す。ジェンダー統計を整備する目的は、ジェンダー平等の達成にあり、ジェンダー平等の背景にあるのはダイバーシティの尊重である。本分科会は、ジェンダー統計の基礎となる性別記載欄の意義を認めることが、ダイバーシティを尊重するジェンダー平等の達成につながる点を強調したい。そこで本分科会は、性別記載欄の維持・存続と、ジェンダーマイノリティを含む多様性への尊重は決して相反するものではなく、ジェンダー格差を縮小するための政策評価を目的とする

¹ Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Queer/Questioning (クィア/クエスチョニング)、そして Plus(プラス)、の頭文字をとったもの。

ジェンダー統計の充実は、多様性を重んずるジェンダー平等の達成と決して矛盾しないことを、見解として述べる。住民にとって最も近い統計行政の実施主体としての自治体から検討することは、統計の目的、及び統計の作成が、生活者一人一人につながる重要な位置を占めることを再確認することに通じる。

(1) ジェンダー統計

ジェンダー統計の重要性は、後述するように、1975年にメキシコにて開催された第1回世界女性会議において言及され、1995年、北京にて開催された第4回世界女性会議では、ジェンダー不平等の解決のために同統計の整備がいかに重要であるかが強調された[7]。同統計の目的は、ジェンダー不平等の解消に向けての政策評価にある。

UN Women(2025)[8]によると、ジェンダー統計は、①データが性別に収集されており、データの提示においても、性別が基礎的分類としてすべてに用いられている、②データがジェンダー問題を反映している、③データが、女性や男性の多様性を適切に反映するとともに男女の生活のあらゆる側面を適切に捉える概念や定義に基づいている、④データ収集の方法が、データにおけるジェンダー・バイアスを誘発する可能性のあるステレオタイプや社会的・文化的要因を考慮に入れている、という特徴の総体と定義される。

その一方で、ジェンダー統計への理解や蓄積、具体的な活用状況などは、国によって異なる。現時点で、ジェンダー格差が比較的小さい国であっても、歴史的に見れば、ジェンダー平等に向けての議論を重ね、必要な対応や諸政策を検討し、評価を繰り返してきた国もある。ジェンダー統計の整備に早い時期から取り組んできたのがカナダ統計局である[9]。そこでは、性的マイノリティに配慮した性別記載欄に関する議論が、専門家を交えて10年以上もかけて進められてきた。日本においても、ジェンダー統計に関心が注がれるようになったのは1990年代後半からで、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）が重要な契機となった。

本分科会では、政策評価のための重要なエビデンスであるジェンダー統計作成に関連し、自治体の業務統計を中心とする性別記載欄に係る議論の動向に着目した。すなわち、マクロにおいては不可欠なジェンダー統計の作成と、ミクロにおいては個々人の性の多様性という人権の尊重との整合性の問題である。一つは統計データの作成という観点、もう一つは統計データを構成する当事者である住民一人一人の人権保護の観点である。

第一のポイントとして、自治体が特定の業務目的を超えて、政策評価のために種々の統計データを積極的に活用することは、国の方針としても示される場所である。ジェンダー関連統計の収集において、元データに性別情報が同一の定義と選択肢で含まれていれば、同情報をもって時系列的な違いや男女差の比較を行

うことができる。ただ、ここでは、これまで定義や選択肢（男性か女性かのみで、2択以外の状況が想定されず、回答も準備されていない）を未来永劫的に採用することに問題があるのではないか、という疑問が提示されている。確かに、それは男性、女性という回答の中身を精緻化にするという意味でも極めて重要な論点である。しかし、これまでどおりの定義・選択肢をゼロにして、選択肢自体をなしにすると、ジェンダーという分析軸を介した交差の側面を明らかにすることができなくなる。要約すると、新たな選択肢、あるいは新たな定義の導入と同時に、過去の結果との比較、評価を可能とするための既存の定義・選択肢の維持もまた不可欠である。繰り返しとなるが、既存の定義や選択肢の見直しをここで否定するものではない。事実、政府の指定統計においても、定義や質問項目の見直しがなされており、修正した場合には、時系列比較の観点から、これまでの定義・選択肢と新たな場合を過渡期的に提示するなど、統計結果の開示に工夫がなされる。既存カテゴリーを無くすというよりも、そこでの課題を検討、修正しつつ、統計結果を開示し解釈することが重要となる。少なくとも、男女別統計を含むジェンダー統計は、働き方や家庭責任遂行の状況における格差・不平等の実態を明らかにするための、重要な手段である。多様性が尊重され共に生きる社会を構築するためには、実態把握は不可欠であり、社会全体を動かすためにはマクロな視点からの統計データの存在が極めて重要になる。

第二のポイントとして、いかに性差（男性か、女性か）を超えたジェンダーの違いを選択肢として設定するかは重要であり、性別欄記載という入口のみならず、データ処理、あるいは分析結果の解釈においても注意が必要である。少数派が見えにくいマクロな指標だからこそ、その解釈は重要で、全体の中で少数派を位置付けることが極めて重要である。例えば、統計方法論に関する米国連邦委員会（Federal Committee on Statistical Methodology, FCSM）は、2020年”Updates on Terminology of Sexual Orientation and Gender Identity Survey Measures” [10] を刊行し、2010年代半ば以降、検討され始めた性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI）の測定という枠組みから検討が進められた。また、日本においても、釜野（2024） [11]、杉橋（2019） [12]らが性的マイノリティや性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI）の議論を紹介、展開し、村尾（2022） [13]、岩本（2024） [14]は、人権保障とジェンダー統計の両立を主張する論文を刊行している。統計を構成する個人にとってのジェンダーの表出には、人権尊重の立場から十分留意する必要があることは論をまたない。同時に、社会全体の中での少数派という観点とともに、少数派に着目した実態調査もまた重要な意味を持つ。そこで、本分科会は、統計利用上の倫理教育や住民・国民との信頼関係構築を進めつつ、人権尊重という前提の下、自治体住民を対象とした業務統計を含む性別欄がジェンダー統計を充実させる上で極めて重要であることを示す。

以下、これまでの議論を始めるに当たっての背景、具体的な検討内容、事例の検討、といった流れで、見解を述べていきたい。

(2) 背景

ジェンダー統計はジェンダー平等を達成するための実態把握の観点から極めて重要な道具でありエビデンスである。具体的な数値をもって現状を示し、議論、検討することは、具体的に状況を改善する上で極めて有効である。ジェンダー統計の重要性が指摘されたのは、上記のように国際婦人年（1975年）にメキシコで開催された第1回世界女性会議である。同会議において、女性が統計に表れてこない問題を解決するために、まずは統計を男女別に収集するべきだとされた。その後の議論を経て、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）では、ジェンダー平等を実現するために「ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）」を戦略とすることを決定し、それに資するものとしてジェンダー統計の整備が推奨された。

北京行動綱領の第4章「女性の地位向上のための制度的な仕組み」には、「立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及する」目標とそのための行動として、(a)国内、地域及び国際統計サービス並びに関係の政府及び国連機関により「個人に関するすべての統計が、性及び年齢別に収集され、集計され、分析され、提供されて、社会における女性と男性に関する課題、争点及び問題点を反映するよう保障すること」や、(b)政府により「女性及び男性に関する項目別のデータを広範な非専門的な利用者に適した形で提供し説明する、ジェンダーに関する統計出版物の定期的な作成を確保すること」等が明記された[15]。

このような統計データの作成、整備の動きは、国レベルのみならず、多国間の枠組みでのマクロ統計にも影響を及ぼした。欧州委員会は2003年、フラグシップ事業としてResearch and Innovation (R&I)におけるジェンダー平等を立ち上げ、ジェンダー統計であるShe Figures[16]を3年ごとに公開してきた。ここでは男女研究者の職位や分野だけでなく、給料や研究費、部下の人数等のデータが男女別に収集され、公表されている[17]。米国では、国立科学財団（National Science Foundation: NSF）によって、報告書Women, Minorities, and Persons with Disabilities in Science and Engineering[18]が刊行されており、特に、科学と工学におけるマイノリティである女性や障がいを持つ者の違いを考慮した統計が示されている[19]。ここでの重要なポイントは、米国の学術財団の傘下にある国立科学工学統計センター（National Center for Science and Engineering Statistics: NCSES）において、理工系分野において女性や移民といった少数派、そして障がいを持つ者が十分参画できていない状況を、過去10年との比較も含め、公表してきたことにある。

そこには多くの専門家が参画して報告書が作成されている。欧米においては、研究とイノベーションの観点から、ジェンダー統計の存在は一つの重要なエビデ

ンスを提供する材料であり、またエビデンスを作成するためのツールでもあると捉えられている。ジェンダー平等そのものも重要であるが、ジェンダー平等を達成する重要な動機付けとしての正確な実態把握と課題抽出、その課題解決に向けた具体的な政策提言につながるエビデンスが極めて重要である。

日本におけるジェンダー統計に係る動きに着目すると、重要な背景として、前身の「婦人問題企画推進本部」が廃止され、1994年、総理府に男女共同参画推進本部が設置され、「男女共同参画2000年プラン」（1996年）が決定されている。2003年、男女共同参画推進本部は「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」という目標（2020年30%）を掲げ、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を採用した。2010年第3次男女共同参画基本計画においては、具体的な成果目標が積極的に提示され、2020年第5次男女共同参画基本計画[20]においては、推進体制の強化として「ジェンダー統計」という用語が明確に記述されて、企業や国、自治体でもジェンダー統計の整備が欠かせなくなっている。

以上のように、日本でもジェンダー統計が徐々に整備され、いくつかの点でジェンダー平等に向けた施策が改善された。例えば、教育分野において、第4次男女共同参画基本計画までは「教頭以上に占める女性割合」が成果目標となっていたが、第5次男女共同参画基本計画では「校長」と「副校長・教頭」に分けて目標が立てられた。この目標設定に際しては文部科学省が実施する「学校基本調査」を用いた男女別の職名別データが基になっている。また、科学技術分野でも、採用者に占める女性割合の増加が任期付きのポストでの増加であり、任期のない職では増えていないのではないかという研究者らの問題提起を受けて、「科学技術研究調査」（総務省）において「任期の有無」を調査項目に入れてその実態を明らかにした[21]。

他方で、性別が「男女」の2区分とされていることや、性別情報を収集することがどれだけ必要なのかに対して疑問が呈されるようになった。国内外でのLGBTQ+等の人権を尊重する動きの高まりを受け、第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点と取り組むべき事項等」に、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについて」「多様性を尊重することが重要であることは当然である」と書き込まれ、「IV 推進体制の整備・強化」には、「ジェンダー統計の充実の観点から、整備状況を調査・公表すること」に加えて、「多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」という点も盛り込まれることとなった。2022年度には、内閣府男女共同参画局による「ジェンダー統計ニーズ調査」が実施され、2023年度には基幹統計を対象とする「ジェンダー統計整備状況調査」が実施された。後者の報告書では、多様な性への配慮を行いつつもジェンダー平等という政策目標に直結するジェンダー統計を整備しうること、また多様な性への配慮のためにもジェンダー統計の整備が重要となることが指摘された[22]。

多様な性への配慮については、計画実行・監視専門調査会の下に組織された「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」[22]が、2022年9月に「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」を公表し、2025年3月には「令和5年度・令和6年度ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書」を取りまとめ、基幹統計調査（64件）（令和5年度実施）と特定一般統計調査（104件）（令和6年度実施）の計168件を対象に、性別欄の有無等の調査結果を公表した[23]。そこでは、依然として男女間格差が大きい日本社会の現状を改善するには、男女別データを含むジェンダー統計の作成と検討が極めて重要であるとし、性別記載欄の削除に対して慎重な対応を求める旨の指摘がなされている。同時に、「性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を十分理解し、配慮することの必要性」[23]にも言及している。

社会的・政策的要請の高いジェンダー平等に係る課題について、統計情報が、多くの男女別集計が利用可能な形で整備されることは、長期にわたって存在するジェンダー不平等問題を解決するための、公的統計の社会的役割の一つでもある。同時に、個々人の人権を保障する観点から、性別表章の見直さないし再検討もまた軽んじてはならない。すなわち、実態を把握し、課題を明らかにするための統計情報と、統計情報を構成する個人の人権保障、そして複数の観点からの政策立案は必ずしも一直線上に、常に整合的な関係にあるわけではない。時として、問題の解決に当たって、その問題を構成する複数事項の間で優先順位をつけることも求められる。それでもここで強調したいのは、ジェンダー平等は、包摂的なより良き未来にとって欠かすことのできない目標の一つであり、各事項は最終目標を共有する、という点である。

本分科会では、自治体による統計行政における性別記載欄への対応を通して、ジェンダー統計のあり方を検討した。後述するように自治体統計は、社会サービスの提供主体である自治体が業務統計調査として収集しているものであり、本分科会が自治体統計に表れる性別記載欄への対応に着目したのは、住民たちの生活と密接に関わる統計業務を自治体が担うという点に着目したためである。自治体は、業務の参考・基礎情報を得るために業務上の記録や各種届出等をはじめ、独自に実施する調査等の集計をし、それらの集計結果を国の調査依頼に応じて回答する等しており、住民の生活に密着した統計行政をつかさどる主体であるとともに、県や国といったより規模の大きな単位での統計の充実に欠かせない存在である。国レベルの社会調査統計も重要であるが、足元の住民に最も距離的に近い統計行政の重要さは言うまでもない。さらに、政府の基幹統計調査にあっても、自治体は調査対象者とやり取りの窓口になることも少なくない。このように、自治体レベルからジェンダー統計の整備状況及び充実の程度を検討することは、多様な人々を包摂しながら持続可能な社会を形成することが求められている日本を構築する上で、極めて重要なインフラにもなりうる。

2009年、統計法の全面改正に伴い、公的統計の位置付けが「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」に大きく転換したことは、本稿でも強調しておきたい。第5次男女共同参画基本計画においても、「状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進」と、「男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要」の指摘がある。統計データをジェンダ―格差解消のための実態把握と政策提言に資するよう積極的なデータ活用が既に奨励されている(第5次男女共同参画基本計画 p. 123)。

2 「自治体の統計／性別表記」に対する全般的・基本的認識

自治体に対しては、住民サービスの向上のために保有データを有効活用し、住民のニーズをすくい上げるための努力をすることへの要請が高まっている(総務省2019; J-LIS 2025) [24][25]。自治体統計とは、市区町村や都道府県といった地方自治体が自ら収集・作成・公表している統計データを指し、地域の実情や住民サービスの向上を目的として実施されることが多い。2016年に成立し施行された「官民データ活用推進基本法」では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、自治体の責務が規定されている。また、都道府県には「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられている。市町村においても、「市町村官民データ活用推進計画」策定が努力義務となっている。

総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」[24]にあるように、自治体が保有するデータの多くは既存の行政サービスのために入手し、特定の業務目的のものとして収集される。同時に、有効に同データを利活用することで、住民のニーズを広く汲み取り、行政サービスの向上を図ることが可能になる。例えば、自治体職員の採用者のみならず応募者の男女別割合を把握することにより、採用結果という事実のみならず、その出発点となる応募の段階から男女間格差を解消することが、重要であることが示される。

実態を明らかにし、現状を評価する手段としてのジェンダー統計の観点から、各種サーベイに基づく調査統計に加えて統計データとして業務統計を有効に利活用することは、住民の利益にも通じる。その一方で、当該業務とジェンダーの直接的な関係が見えにくい場合に、性別記載欄をなぜ掲載すべきかの理由は常に問われる。そのため、統計を作成し、データを分析する側が説明責任を十分に果たす必要が出てくる。したがって、当事者の人権を無視し、個人情報保護に反するようなことが決してないよう、十分な配慮と厳格なデータ管理が不可欠である。つまり統計データの作成・整備と統計データ管理は、同時並行的に進めていかなければならない。政策における行政の保有データの利活用は、男女共同参画社会の形成やジェンダー平等の実現に向けて推進され、改善している。それでも、現状が十分というわけで

はなく、継続的な改善に向けた働きかけが必要である。

2020年の第5次男女共同参画基本計画では、国の全府省が「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、（中略）業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」こととしている。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進することに取り組むとしている。自治体は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務（男女共同参画社会基本法第9条）を有する。このことに鑑み、自治体においても「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」ことが推奨される。

ジェンダー統計には性別情報が必要不可欠である。そのため、統計データの作成の観点から性別記載欄は最も基礎的、かつ重要な意味を持つ。そこでは、いかに性別情報を収集するか、選択肢をどのように設定するかが、重要な懸案事項となってくる。これまで、「男性」か「女性」かの二択のみで、それ以外の選択肢が想定されていなかったことは、二択に該当しない当事者にとって特に深刻な問題だったと考える。2010年代半ば以降、ジェンダーマイノリティ、いわゆる LGBTQ+ の存在を訴える動きが活発になった。その背景には、2つの事柄が存在する。一つは、2015年にあらゆるステークホルダーが共に合意する SDGs（持続可能な開発目標）が国連において加盟国満場一致で採択されたことであり、いま一つは、それを受けて、その目標の正当性を支えるのがインクルージョン（誰一人取り残さない）とダイバーシティ（多様性）であるという考え方が、日本において普及したことである。

具体的な例として、福井県越前市は、2017年度の採用試験申込書から性別欄を削除した[26]。滋賀県は2017年、77%の申請書類における性別欄を廃止、又は自由記述方式に移行させた[27]。静岡県袋井市では、2022年、規則・要綱・内規などで性別記載を求めている申請書等、340件を対象に見直しを行い、218件を削除可能と判定した[28]。このように、人権保護の観点から性別記載欄に関する議論が活発になり、個々の自治体にも、住民から性の多様性への配慮を求める声が多く寄せられるようになった。

住民に最も近い行政の場としての自治体では、様々な業務が運営され、制度や政策が実施されている。その中で、生活の場におけるジェンダー格差の解消は、国レベルのマクロな統計においても効果として顕在化させる必要から、自治体によるジェンダー統計への取組は極めて重要である。もとより自治体の予算配分にもジェンダー格差解消に向けた配慮が必要となり、多角的な実態把握と政策評価が求められることになる。このように、特定の行政目的を超えた統計データの必要性は日々高まっている。

重要となるのは、人権配慮と性別記載は決して相反するものではなく、また、ジェンダーマイノリティを含むダイバーシティを尊重してこそジェンダー平等が達成されるという価値の共有である。人権に配慮し、ダイバーシティを尊重する上では、ジェンダーマイノリティが各人の性のありようを表章できるように、「わからない」「答えたくない」などの項目を設けることは、肝要であろう。ただ、その具体的な選択肢の表現等の対応について、回答者側と統計結果を処理する側からの意見収集の上、検討が必要である。他国の状況も把握しながら回答スタイルや選択肢の提供の仕方など、専門家を含めた議論が求められる。少なくとも、性別記載欄を削除することが、ダイバーシティの尊重に直結するわけではない。性別情報はジェンダー統計を構成する基礎的な情報であり、ジェンダー統計を整備していく上で、極めて重要である。

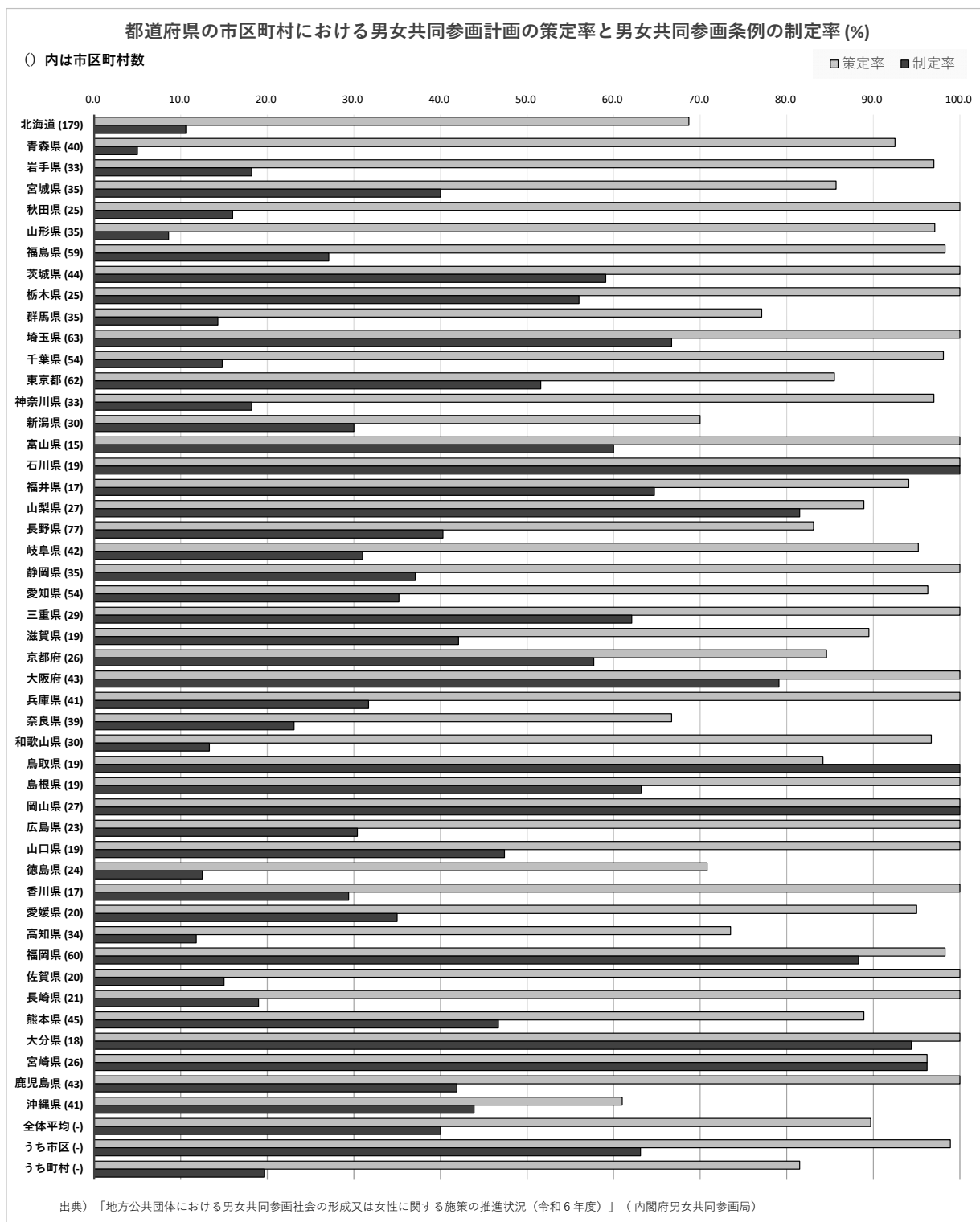
3 自治体統計における性別表記の現状と課題

(1) 自治体におけるジェンダー統計整備の現状

全国の地方公共団体における男女共同参画の形成、あるいは女性に関する施策の推進状況を把握するため、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」報告書（内閣府）[29]から、男女共同参画計画の策定と男女共同参画条例の制定状況を概観することができる（図中、□：策定率、■：制定率）。ジェンダー統計はもとより、自治体レベルにおいて、男女共同参画に関して具体的な取組がいかに関展開されているかを把握することは容易ではない。一つの目安として、都道府県別に、市町村による男女共同参画計画の策定と男女共同参画条例の制定状況を確認しておきたい。ここで見てくることは、計画策定と条例策定の段階でさえ、日本国内の自治体の違いが大きいということである。

自治体が実施する統計分野としては、人口・世帯、産業・経済、労働・就業、教育、福祉・医療、行政運営があり、ここに女性管理職割合や育児休業取得率、さらには性別意識調査といった男女共同参画分野も含まれる。自治体が実施する「男女共同参画に関する市町村データ」状況を示す、47都道府県+20政令市+1,741市町村が対象として含まれる。内閣府調査での市町村データは都道府県を通して入手され、男女共同参画基本計画の策定有無や女性参画施策実施状況を中心に現状が公表されている。いずれも都道府県内の市町村による違いがあるが、特に、後者の条例制定状況になると違いが大きくなる。さらに、同報告書[29]によると（図として非掲載）、男女共同参画や女性問題に関する行政連絡会議や諮問機関・懇談会等の設置など推進体制の状況にも、大阪府や鳥取県の100%から北海道や青森県の2割前半まで、大きな違いがある。その違いが、ジェンダー統計の整備状況に反映されることは想像に難くない。各自治体が実際の人員や予算の中でジェンダー統計に関する業務を展開することを考えると、そもそも連絡会議や諮問機関の設置を可能とするインフラや合意形成が前提条件となる。その前提となる環境が整っていなければ、結果としてジェンダー行政業務そのものが立ち行かない。このような現実を鑑みると、ジェンダー統計業務における地域間格差は決して小さくない。東京23区内においても、男女共同参画関連部署の職員数や予算規模が異なり、それに伴う活動状

況にも違いがある。結果として、市区町村単位でのジェンダー統計整備状況には大きな違いがあることは否めない[30]。このように、ジェンダー統計の充実度一つをとっても、自治体での男女共同参画事業に関する体制整備は、早急に対応が必要な足元の課題である。



(2) 性別記載欄削除の動き：ジェンダー統計への影響

以上のようにジェンダー統計整備を充実する方向性について、強く異議を唱える者は少ない。他方で、自治体における行政手続きや公文書における性別記載欄の見直しが進められている。ただ、その実態は自治体ごとに異なり、全体的な傾向を具体的なエビデンスをもって明確にすることは容易ではない。性別記載欄の是非は、「業務上必須なもの以外は見直す」方針で判断される。性別記載欄を大幅に削除した市や町としては、甲州市（55.9%）[31]、加須市[32]（約44.9%）、熊取町[33]（約34%）がある。このように、各自治体が、それぞれに性別記載欄の見直しを行っているが、全自治体に共通する大きなガイドラインが存在するわけではない。したがって、本分科会では、性別記載欄を削除するか・否か、の選択のみに注目するわけではない。性別記載欄の検討において、人権に配慮しつつもジェンダーに基づく現状把握を可能にするためのジェンダー統計作成の観点が必要であり、その点への理解を促すことが極めて重要である、と考える。

具体的な自治体の取組の詳細を知るため、本分科会では、次の自治体4件についてヒアリングを実施した。ただし、ここで示すのは申請書等の様式における性別記載欄の状況をヒアリングした結果であり、これらが必ずしも業務統計として集計されるわけではない点に留意されたい。その概要は以下の通りである。

(3) 自治体ヒアリングの概要

1) A市

相手方：統計関係部署及び男女共同参画関係部署

調査日：2024年12月26日

実施方法：オンライン

A市が法令等に基づくものや合理的理由があるものを除き、申請書等における不要な性別記載欄について、順次削除をしているという事実につき、いつから、どのような理由・経緯で、これを実施するようになったのか、また、実際に性別記載欄が削除された文書はどの程度あったのか、一度は削除された性別記載欄が復活した例はあるのか等について尋ねた。

<A市ヒアリングの内容の紹介>

市に提出する申請書等から性別記載欄を削除してほしいという要望は、かねてより性的マイノリティ当事者支援団体から出されていた。当事者は性別欄に○をつけることに苦痛を感じており、必ずしも必要でない性別欄が削除されれば、窓口に行くことが随分楽になるという意見が寄せられていた。また、市職員からも性別記載欄は削除してもよいのではないかとという提案が上がっていた。こうした事情を踏まえ、市は2018年5月、市に提出される申請書、届出書における性別記載欄が必要か否かを各課で検討してもらった調査を、全庁的に実施した。

調査の結果判明したことは、次の通りであった。申請書、届出書の総数は2,199、このうち性別記載欄があったものは446、なかったのは1,753。申請書、届出書の8割弱に、性別記載欄がなかった。性別記載欄があった446件のうち、削除が可

能だと各課で判断されたものが 113 件、削除が不可能と判断されたものが 333 件であった。削除が可能とされた 113 件については、削除した様式を作成してもらった。基本的には性別記載欄を削除する方向で検討を進めていたため、各課が削除できないと判断した場合には、その理由を記載してもらった。333 件のうち、法律等に基づく理由により削除できないと判断されたのが 198 件、その他合理的理由が 135 件であった。

上述の申請書、届出書とは別に、過去 5 年間に市が行ったアンケート調査のうち、例えば移住者へのアンケートにおいては性別調査を実施した。その理由は、原則必要がなければ性別項目を設けないという趣旨の通知があった一方で、必要であれば調査してもよいという補足もあったためである。このアンケートでは、「男」・「女」・「その他」・「答えたくない」の 4 つから回答してもらったが、結果として「答えたくない」を選択した者は 1 % 未満であったことから、この 4 つの項での性別調査はデータ分析上影響なしと判断した。

一度削除された性別記載欄が復活しているかどうかは、2018 年の調査後、再調査を行っていないため、不明である。復活させる場合の手続き等についての定めはない。各課の判断で復活させている可能性はあるし、またそれは可能である。復活を検討する際に参照できる資料としては、「性的マイノリティサポートハンドブック」が存在する。このハンドブックには、各種調査における性別記載欄の取扱いについて記載されている。全体の方針としては「性別を聞く必要がないものについては削除する」というものであるが、性別を聞く必要のあるものについては回答しやすいような様式に変えていくよう全庁的に促している。具体的には性別項目に、男性、女性、回答しない、その他といったものを選択肢の中に明示することをお願いしている。

なお、ある申請書の性別記載欄を削除したことにより、男女別統計がまったく取れなくなるということには必ずしもならないのではないかと（例えば、建築確認申請書には性別記載欄はないが、所有者の性別は固定資産税のデータから分かるなど）。

2) B 市

相手方：男女共同参画関連部署

調査日：2025 年 4 月 8 日

実施方法：オンライン

担当者から、B 市の申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー平等に向けた政策を検討するための実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、事前に送付した質問をもとに話を聞いた。

< B 市ヒアリングの内容の紹介 >

B 市では 2015 年、2020 年、2022 年と、これまで 3 回にわたって性別記載欄についての調査を行い、法令に定められたものや県で様式が定められているもの以外の性別記載欄の削除を進めてきた。この方針は、B 市全体で目標とされている

性の多様性の尊重の観点から進められていると考えられる。

2022年8月の調査によれば、全335件のうち、法令に定められたものや県等で様式が定められているため性別記載欄の削除はできないと回答されたのは213件であった。残り122件のうち、77件が既に削除済み、44件が削除可能という回答であった（1件は未回答）。性別記載欄の削除が可能かどうかは、担当部局がそれぞれに判断し、その結果を一覧表にして取りまとめるが、そこでの結果に対して質問し、議論するといった仕組みはない。したがって、いったん削除されたものを復活するといったことはない。

申請書等の現行の様式は、2022年度に判断されて作成され、そこに至る判断の経緯を共有することや見直すといったことは、仕組み上想定されていない。性の多様性に関する施策として、性別記載欄の削除に関しては、男女共同参画関連部署が担当している。ジェンダー統計の観点から、統計情報の部署とのやり取りは統計行政上想定されておらず、また、実際にやり取りがあったか否かについてはわからない。

ジェンダー平等の推進や改善のためには現状把握が不可欠であり、そのためには性別記載欄が必要だという考え方も少なくなく、最近の傾向として、性別記載欄を削除するのではなく、例えば「その他」といった選択肢を増やすこともあるのではないか、という意見も出されている。

3) C市

調査日：2025年4月24日

実施方法：書面にて回答

担当者から、C市の申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー平等に向けた政策を検討するための実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、書面にて事前に送付した質問に対する回答を得た。

<C市ヒアリングの内容の紹介>

問：申請書等の性別記載欄に関する、これまでの取組と基本的な考え方

2018年度、申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直しを行い、性別記載欄が不要なものについては削除するとともに、必要なものについても記載方法を工夫するなどの見直しを実施し、申請書の記載見直し結果を公表した。

同時に、性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるよう、職員向けの対応ハンドブックを作成し、公表した。

その後、2020年度、2022年度にも同様の上記調査を実施し継続的に見直しを行うよう、庁内で照会・周知するとともに、対応ハンドブックの改訂を定期的に変更している。

問：ジェンダー平等に向けた政策を検討するに当たっての性別/ジェンダーの違いに関する情報の取得現状

性別記載欄が統計や事務手続き上必要となる場合については、性別記載欄を設けることもあるが、その場合でも記載方法の工夫やその必要性を説明する等、適宜書類の目的等に応じた配慮を行うよう各所管課に周知している。

ここで言及したハンドブックにも、このような場合の具体例を掲載し、対応する場合の指針の一つとしている。例えば、医療上や統計上(国等への報告も含む)などの理由から性別情報を必要とする場合、事業の性質上性別情報を必要とする場合、などを紹介している。

性別記載欄の有無については、一律に判断できるものではないため、同欄の書き方例なども設け、各所管課で事業の性質に合わせて記載の検討を行うべく取り組んでいる。

なお、性別記載欄の全庁調査は今年度も実施し、後日、最新の数字を公表する予定としている。

4) D市

相手方：人権・男女共同参画関係部署

調査日：2025年6月30日

実施方法：オンライン

D市人権・男女共同参画関連部署の担当者より、申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー格差の実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、事前の質問をもとに話を聞いた。

<D市ヒアリング内容の紹介>

D市における性別記載欄関係の取組は、2003年議会にて、某議員(当時)から性同一性障害を抱える人々への配慮の必要性が指摘されたことが契機となり、現在に至る。本部署における取組の目的は、性的マイノリティ当事者への配慮及び職員に対する性的マイノリティに関する人権意識の啓発である。具体的には、①性別を取得する必要がないものについては、原則、性別記載欄を廃止するように伝える、②取得する必要があるもの、例えば健康管理であったり医療サービスであったりするものについては、男女の欄を性の多様性を尊重したものに変える等を伝える、③国や県の定めがあり、市独自の判断では見直しができない帳票については、性的マイノリティの方に配慮した様式となるか、国や県に確認を行う、という3つである。2018年には全庁的な性別記載欄の見直し依頼が行われた。また、性別欄の見直し状況について、年1回全庁的に調査を行い、結果を内部報告している。2024年度末現在、市の性別記載欄の対象様式542種中、372種については欄の廃止・見直しが行われた。残り170種の内訳は、性別を取得する必要がないもの0種、性別を取得する必要がある、「男」「女」や「その他」に振り分けできるものが43種、市だけでは判断ができない県や国などの帳票が127種であった。

全体の方針としては、「性別を聞く必要がないものについては性別記載欄を原

則削除する」という内容。この方針は申請書等の帳票だけでなく、市民を対象とした調査においても適用される。申請書あるいは調査の目的において、性別記載欄の必要があれば取得することを原則としつつ、その上で、可能な限り性的マイノリティの当事者の方々に配慮した形で対応していく、という取組となっている。

性の多様性を配慮した性別記載の廃止・見直しの検討、決定に当たっては、各所管において、担当事案の目的を基に決定・変更しており、性の多様性に配慮した性別記載欄の様式を特に定めたり、全庁的に統一的に調整したり指示する部署はない。住民からの性別記載欄に関する意見が寄せられた場合には、各所管の責任において説明して、対応している。

D市は、ジェンダー統計に関する取組を、同市の男女共同参画計画に早くから盛り込んでおり、現在も、性的マイノリティへの配慮のための性別欄の見直し調査依頼において、「ジェンダー統計の考え方と性別記載欄について」という箇所ではジェンダー統計について説明した上で、「引き続き性別の把握が不要なものは原則なくすとともに、事業の性質やジェンダー統計の観点を踏まえて、性の多様性を尊重した対応を行うように留意してください」と記載して周知している。

以上、4つの事例より見えてきたことは、組織的な設定において、人権保護、あるいはジェンダーマイノリティへの配慮を司る部署と、ジェンダー統計を作成する部署が別個に存在し、具体的な業務レベルで頻繁かつ有機的に連携していない状況が、ヒアリングの中で垣間見えた。統計作成と人権保護の事業がそれぞれの持ち場で展開される中、性別記載欄のあり方について、それぞれの担当が直近の目的に基づいて業務をこなしており、ジェンダー統計の充実、といった大きな視点から自治体での統計行政が運営されているわけではない現実も見えてきた。組織環境の点から考えても、期待されず、想定されていない業務を、各部署が自覚的に遂行することを期待することは極めて難しい。言い換えれば、性別記載欄の是非について、その現実的な判断を現場任せにするのではなく、かといって、一方的なトップダウンとせず現場の諸事情を真摯にうけとめ、現場の足元から、ジェンダー統計充実への理解を共有してもらうことが重要であることも見えてきた。

自治体の現場からのヒアリングを通して、行政組織内で性別記載欄を検討する際の主体やそこでの決定事項の通達プロセスがややあいまいであり、また人権保護担当と統計作成担当との間で連携を想定した業務体制が整っていない状況も垣間見られた。それゆえ、正確な実態把握と政策評価・見直しなくしては、ダイバーシティの実現に向けた十分な対策を講じることができないのではなかろうか。多様性を包摂するジェンダー平等社会を実現するためには、人権擁護及び多様性の尊重という中核的共有価値とともに、ジェンダー統計という道具もまた軽んずることはできない。また、組織的な位置付けのみならず、統計業務に関わる職員への十分な統計教育を提供することも見落とせない。人権への配慮を必要とするジェンダー統計に様々な部署の担当者が携わっていることを考えると、それらすべての部署において、統計作成に当たる者に対して人権教育を実施することの必要性も改めて浮かび上がってきた。限定的な事例ではあったが、性別記載欄をめぐる動向を通して、自治

体行政におけるジェンダー統計整備の実情をヒアリングする機会を得、個別事例の域はでないとはいえ、自治体における組織的、構造的、体制上の問題の一端が見えてきた。ジェンダー統計を含むデータ作成とデータ共有が今後さまざまな分野で求められることは間違いない。ジェンダー平等を達成するための政策評価のためのジェンダー統計の位置づけと、そこにおける性別記載欄に関する議論について、現場の自治体から直接お話を伺う機会を得たことは、極めて有益であった。

4 まとめと見解

ジェンダー統計は、ジェンダー平等の実現を目指した政策評価のための手段であり有効なエビデンスである[3]。既に指摘した通り、ジェンダー統計は実態把握を目的とし、政策評価を含めた具体的な提言のための根拠という意味でも重要である。同時に、情報収集の過程において統計を構成する当事者の人権を十分配慮しなければならない。日本の公的調査、とりわけ自治体における業務統計作成における性別記載欄をめぐる議論がなされてきたことは既に述べた通りである。この性別記載欄に関わり、回答者自身の性別をどう回答するか、という場面が生じる。業務統計を加工統計として他のデータとマッチングさせて作成することもありうるし、何よりも、「業務統計の目的」がどの程度ジェンダー差と独立であるのか否かを見定めるのは、極めて難しい。

本分科会では、日本におけるいまだ大きいジェンダー格差の解消に向けて、政策評価のための性別記載を含むジェンダー情報が、統計情報として極めて重要であると考えられる。性別記載欄の存否については、より良き未来に向けた「根拠に基づく政策立案」の観点から慎重な対応が必要である。ジェンダー統計はジェンダー格差の解消と連携するダイバーシティ（多様な共生社会）を実現する上で、具体的な政策立案にとって極めて重要なエビデンスになるからである。

と同時に、統計データを構成する個人の存在も忘れてはならない。重要な情報を提供する個人がいて、その個人が情報提供することに不安を抱えることがないよう、種々の統計作成、行政に関わる者に、倫理教育が徹底されることが重要である。情報社会といわれる今、正確な情報を収集することが極めて重要であり、それをもってはじめて有効な対策を企画・立案するからである。単に男性か、女性かを越えた人権保護の教育が徹底され、問題があった際の受け入れも制度として確立されなければならない。

最後に、国を構成し、多様な状況、事情を抱える地方、自治体において、十分な統計行政が展開できるような環境整備保障が求められる。正確な情報収集に、倫理教育の提供など、人員や予算が十分でなければ、ジェンダー統計の充実が掛け声だけで終わってしまう。ジェンダー平等の達成という価値を共有し、その価値を実現するための体制づくりとして、自治体における統計行政の重要性を改めて強調したい。もとより統計を構成する当事者にとっての一人一人の人権は、最大限尊重されるべきである。ここに、自治体単位での統計情報収集と管理の重要性を再確認し、そのための人員と予算の確保の重要性も改めて述べておく。

以上、本分科会の見解として、以下3点を強調する。

1. 政策評価のためのエビデンスに向けたジェンダー統計の重要性に伴う性別記載欄の維持
2. ジェンダー統計作成に当たっての人権保護の徹底のための、統計作成に係る者への倫理教育の徹底
3. 自治体における統計情報管理整備を考慮した人員・予算配分の確保

<参考文献>

- [1] World Economic Forum, 2025, *Global Gender Gap Report 2025*
https://reports.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2025.pdf
- [2] 日本学術会議・科学者委員会男女共同参画分科会 2022 『見解 性差研究に基づく科学技術・イノベーションの推進』
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k221110.pdf>
- [3] European Institute for Gender Equality, 2024, *Consolidated Annual Activity Report 2023*, <https://eige.europa.eu/about/documents-registry/consolidated-annual-activity-report-2023>
- [4] UN Department of Economic and Social Affairs, 2016, *Report on the World Social Situation 2016*, <https://www.un.org/en/desa/report-world-social-situation-2016>
- [5] 内閣府男女共同参画『令和5年度・令和6年度 ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書』(2025年3月) (株)日本能率協会総合研究所
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/07.pdf
- [6] 一般社団法人・社会調査協会 「倫理規定」
<https://jasr.or.jp/chairman/ethics/>
- [7] Statistics Sweden, *Engendering Statistics: A Tool for Change*, (1996)
(スウェーデン統計局 (ビルギッタ・ヘッドマン、フランチェスカ・ペルーチ、パール・スンドストローム) 『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』(伊藤陽一・中野恭子他訳) (1998)、梓出版社。
- [8] UN Women, 2025, *Legal Frameworks for Gender Data across Countries*.
<https://data.unwomen.org/sites/default/files/documents/Publications/2025/Statistical-Legal-Frameworks-2025.pdf>
- [9] Royal Commission on the Status of Women in Canada,
<https://www.canada.ca/en/women-gender-equality/commemorations-celebrations/royal-commission-status-women-canada.html>
- [10] Federal Committee on Statistical Methodology, 2020, *Updates on Terminology of Sexual Orientation and Gender Identity Survey Measures* (FCSM-20-03) https://apps.bea.gov/icsp/fcsm/assets/docs/FCSM_SOGI_Terminology_FY20_Report_FINAL.pdf
- [11] 釜野さおり, 2024, 「ダイバーシティ・インクルージョンと社会調査における<性別>—ジェンダー統計とクィア方法論の連携—」『社会学評論』74(4): 660—676
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/74/4/74_660/_pdf/-char/en
- [12] 杉橋やよい, 2019, 「国連と日本のジェンダー統計活動の展開—ジェンダー統計の充実に向けて—」『労働調査』7月号: 4-9
- [13] 村尾祐美子, 2022, 「公務員の採用選考と性別情報—差別と闘うツールとしてのジェンダー統計—」『大原社会問題研究所雑誌』No. 763: 33-48

- <https://hosei.ecats-library.jp/da/repository/00025832/>
- [14]岩本健良, 2024, 「ジェンダーと統計—LGBTQの人権保障とジェンダー統計の充実の両立のための性別情報の扱い—」『都市計画』73 (1) : 34-7.
- [15]内閣府男女共同参画局「第4回世界女性会議北京行動綱領」
https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/chapter4-H.html
- [16]European Commission, 2024, *She Figures 2024* <https://projects.research-and-innovation.ec.europa.eu/en/knowledge-publications-tools-and-data/interactive-reports/she-figures-2024>
- [17]European Commission (2021) *She figures 2021*. https://research-and-innovation.ec.europa.eu/knowledge-publications-tools-and-data/publications/all-publications/she-figures-2021_en
- [18]National Center for Science and Engineering Statistics, National Science Foundation, 2024, *Women, Minorities, and Persons with Disabilities in Science and Engineering*, <https://ncses.nsf.gov/pubs/nsf21321>
- [19]National Science Foundation, 2024, *Diversity and STEM: Women, Minorities, and Persons with Disabilities*, <https://www.nsf.gov/reports/statistics/diversity-stem-women-minorities-persons-disabilities-2023>
- [20]https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th-2/pdf/print.pdf
- [21]河野銀子, 2024, 「教育分野のジェンダー統計—政策と研究をつなぐ—」『国際ジェンダー学会誌』22 : 28-51.
- [22]「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」2022、ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/pdf/honbun.pdf>https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/01.pdf
- [23]『令和5年度・令和6年度 ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書』(令和7年3月 (株)日本能率協会総合研究所) https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/07.pdf
- [24]総務省情報流通行政局 地域通信振興課地方情報化推進室 (2019)「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000620312.pdf
- [25]地方公共団体情報システム機構 市町村職員による情報化に関する研究会 (2025)「地方公共団体におけるデータ利活用に関する研究報告書」
<https://www.j-lis.go.jp/file.jsp?id=45499>
- [26]毎日新聞、2017年5月12日、
<https://mainichi.jp/articles/20170513/k00/00m/040/111000c>
- [27]滋賀県 2023年「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5434584.pdf>
- [28]袋井市、2022年、「申請書等における性別欄の見直し」https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/danjokyodo_1/9999.html

- [29]内閣府男女共同参画『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）』（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2024/pdf/rep/00.pdf>
- [30]内閣府男女共同参画局「行政情報ポータル・男女共同参画社会」<https://ai-government-portal.com/男女共同参画社会/>
- [31]甲州市 2023年「公文書における性別欄見直しについて」
<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2023112100039/>
- [32]朝日新聞「性別欄、申請書などの約7割で見直し 加須市」（2021年7月26日）
<https://www.asahi.com/articles/ASP7T6VSYP6YUTNB003.html>
- [33]熊取町 2025年「各種様式等における性別記載欄の見直しについて」（2025年2月20日）<https://www.town.kumatori.lg.jp/material/files/group/30/R070220zenkyou008-1.pdf>

＜参考資料＞審議経過

令和6年

- 3月28日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第1回）
役員の選出
今期の活動について
- 10月30日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第2回）
今期の活動について
意思の表出に向けて
公開シンポジウム等について

令和7年

- 3月10日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第3回）
ジェンダー統計の取り扱いに関するヒアリング結果の共有
ジェンダー統計に関する意思の表出に向けた検討状況について
シンポジウム開催等に関する検討状況について

- 令和8年 2月28日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会
公開シンポジウム「今こそジェンダー主流化を」
(<https://www.scj.go.jp/ja/event/2026/392-s-0228.html>)